

【史料1】『日本後紀』巻八 延暦十八年(七九九)七月是月条

○この月、一人ありて小船に乗り、三河国に漂着す。布を以て背を覆い、犢鼻あり。袴を着けず、左肩に紺布を著す。形袈裟に似たり。年およそ廿。身長五尺五分、耳長三寸余。言語通じず。何れの国人か知らず。大唐人等これを見て、みないわく、崑崙人なり。後に頗る中国語を習い、自ら天竺人と謂う。常に一弦琴を弾き、歌声哀楚なり。その資物を閲するに、草実の如くあり者。これ綿種と謂う。その願いに依りて川原寺に住ましむ。即ち隨身物を売りて、屋を西郭外路辺に立つ、窮人を休息せしむ。後に近江国国分寺に遷り住む。

＊犢鼻(とくび)…ふんどし。

資物…財産や寄進された物品。

【史料2】『結城氏法度』弘治二年(一五五六)

一よろづ存する旨共候、第一緩急の口、誰成共朝夕かはかまにて出仕すべからず、何時も布はかま、然らざればもめんはかま然るべく候、又見候へば、もめんかたきぬ召され候、なかなか見悪く候、やめらるべく候、

＊かわはかま…皮袴。動物の革で作られた袴。主に雨の日の外出用、乗馬用、防寒用として用いられた実用的なもの。
かたきぬ…肩衣。そでなしの胴着。

【史料3】『毛吹草』正保二年(一六四五)

山城 木綿の羽織地 同袴地 火縄
大和 郡山の繰綿
河内 久宝寺木綿
摂津 川崎嶋木綿 フケ嶋 福島細木綿 津村木綿の織帯・織足袋 古妻木綿
伊勢 木綿
甲斐 柳下木綿
武蔵 木綿嶋
安房 木綿
豊前 木綿嶋 同帯
豊後 絞木綿
肥前 長崎木綿
肥後 高瀬絞木綿

【史料4】『農業全書』元禄十年(一六九七)

木綿ハ古ハ唐にもなかりしを、近古宋朝の時分、南蛮より種子を取来りて後もちしにひろまり、本朝にも百年以前其たねを伝へ来りて、今普く広まれり。南北東西いづれの地にも宜しからずと云ふ事なし、其中に付て河内・和泉・摂津・播磨・備後、凡土地肥饒なる所、是をうへて甚だ利潤あり、故に五穀をさし置きても是を多く作る所あり。…(下略)。

【史料5】『和漢三才図会』巻二十七 絹布類 正徳三年(一七一三)

木綿布 木綿へ未だ織らざるもの字の訓を呼びて木和多、既に織り成すもの字の音を呼びて毛女牟△按ずるに、布総名而木綿を以てこれを紡ぎ布と為す、今則ち蠶綿を絹といい、木綿を毛女牟という。麻苧を布といい、三品自ら別つ。勢州松坂を上と為し、河州・摂州これに次ぐ、参州・尾州・紀州・泉州を中となし、播州・淡州を下と為す。
＊蠶…かいこ。

【史料6】百姓に対する衣類統制

①『徳川禁令考』寛永五年(一六二八)

一百姓の着物の事、百姓分の者は布・木綿たるべし、但し名主その外百姓の女房は紬の着物までは苦しからず、その上の衣装を着候事曲事たるべし者也。

②「慶安二年触書」慶安二(一六四九)年

諸国郷村へ仰せ出さる
…(前略)
一百姓は衣類の義、布木綿よりほかはおび・きもの裏にも仕るまじき事

【史料7】「成田氏長印判状」天正八年(一五八〇)『武州文書』

熊谷町に於いて木綿売買の宿、長野喜三の所にて致すべきの由、申し付くべき者也、…

【史料8】「下高間木村指出帳」元禄十一年(一六九八)(栃木県立文書館寄贈 坂入浩一家文書No.イ四一) …(前略)…

一 当村より真岡町市場へ道法式拾町程御座候、
但し五日、九日、十五日、十九日、廿五日、廿九日、壹ヶ月に六度つつ市立申候、此処にてさらし木綿大分売買仕候、其外塩、たは粉、薪、芝草、ぬか、わら、縄、苧売買仕り候御事、
増山兵部少輔様御領
一 当村より久下田町市場へ道法壹里半余御座候、
但し三日、八日、十三日、十八日、廿三日、廿八日、壹ヶ月に六度つつ市立て申し候、此所にてもめん、くりわた、塩、たは粉、薪、ぬか、わら、縄、苧売買仕候御事、(中略)…
一 女稼木綿少々おり出申候御事

【史料9】「大伝馬町長谷川木綿店古帳」寛文元年(一六六一)〜元禄十五年(一七〇二)

(一橋大学附属図書館所蔵)

太物日限の覚

一 京	一 近江	一 伊勢	一 鹿沼	一 佐野	一 結城
一 大坂	一 尾張	一 吉田	一 那須	一 下妻	一 甲州
一 越前	一 加賀	一 遠州	一 栃木	一 真岡	
一 三河		一 宇都宮	一 壬生	右三十日切	
		右五十日切		未ノ二月二日相究	

右六拾日切

- 【史料10】「三谷村村明細帳」文政二年（一八一九）（栃木県立文書館寄託 海老澤雄蔵家文書No.二四九）（前略）：
- 一 村方農業の間、男は木草薪等取り申し候、女は木綿織少々仕候、
- …（後略）

【史料11】「機織女請状」天保十四年（一八四三）（栃木県立文書館寄託 田村春夫家文書No.イ六三九）機織り女請状の事

- 一 此くまと申す女慥成ものに付、我等請人に相立貴殿方へ機織り御奉公に差置申处、実正也、為御給金と金六両を不残御渡し被下、慥に受取申处、相違無御座候、然る上は別紙儀定書の通り反織りに相定め御給金だけ相勤申すべく候、
- 一 此もの義万一取逃欠落等仕候はは、雑物相改め早速本人尋出し可申候、若又長病相煩候か、又は病死頓死等仕候はは、御給金成共人代成共被仰付次第差出し可申候、
- 一 御公儀様御法度の儀は不及申、何にても主人御氣に不入儀仕間敷候、若御氣に不入義御座候はは、早速当人引戻し御給金相立可申候、
- 一 寺請状の儀も私共方へ取置申候間、御入用次第差上可申候、
- 一 此奉公人に付、諸親類は不及申、脇々より故障等決て無御座候、為後日人受証文入置申处、仍て如件、

天保十四年 当人 くま

卯十一月 人主 酒造之進 印

組合請人 弥五郎 印

親類 吉兵衛 印

西水代村
直蔵殿

【史料12】「覚（綿紗綾代金請取）」享和元年（一八〇二）（栃木県立文書館寄贈 石塚二郎家文書No.六三五） 覚

- 一 金六拾五両也 但し小判にて
- 右の通綿紗綾代金慥に請取申候以上

野州烏山 石塚定右衛門 印

享和元辛酉年 十月十四日

江戸馬喰町四丁目 嶋屋喜兵衛殿

同 才兵衛殿

【史料13】「木綿元直段書上帳」寛政二年（一七九〇）（東京大学経済学図書館所蔵）（前略）：

- 一 野州真岡晒木綿の儀、廿ヶ年以前出方甚薄く御座候所、右真岡木綿の儀は染方等に至極出来宜所に御座候、勿論幅尺等も在之、依之自然と御当地にて相時行候に付、国許荷主共持参仕候砌は、追々約束等仕、右故年々多分織出し候様罷成申候、依之当時専売買仕候儀に御座候、…（下略）

【史料14】

- ①「芳賀郡小貫村農業手透間稼方書上帳」文政二年（一八一九）
- …（前略）
- 拾軒 農業間木挽并真木割、近村へ罷出渡世仕候分
- 但 売日に付百六拾四文位手間代、女渡世真岡木綿…（中略）：
- 但、農業間女渡世真岡木綿、壹ヶ年に四反、壹反に付銭壹貫五拾文位：
- 式軒 農業間余稼、居村并近村深沢へ罷出炭焼仕候
- 但 売日当り百五拾文位、凡壹ヶ年内四拾日、女渡世真岡木綿壹ヶ年に四反、壹反に付き壹貫五拾文位
- …（下略）

②「芳賀郡西高橋村農業手透之間男女稼方凡積書上帳」文政二年（一八一九）（前略）：

- 家数四軒 農業の間小間物商男はぼてひかつき商ひ、女は真岡木綿織出し、凡壹軒に付壹ヶ年男稼三貫文、
- 女稼五貫文位余稼仕候、：
- 家数五軒 農業の間真木割手間余情稼一日に付銭百六拾四文位、凡壹ヶ年二・三十日に積り五貫文、
- 女は木綿織出し、壹反二付壹貫文凡積り五貫文位、：
- 家数三軒 農業の間わた打手間余稼、凡積り壹ヶ年之稼五貫文、女真岡木綿織出し、：
- 家数壹軒 農業の間桶屋商売余稼仕候、凡壹ヶ年壹人手間料六貫文位、女余稼真岡木綿織出し、：
- 家数六拾四軒 農業之間筵・菰余稼仕、女八木綿織出し、…（下略）

【史料15】「木綿仕入方并晒仕立方書上帳」寛政二年（一七九〇）

（個人蔵、『茨城県史料』近世社会経済史Iより）

- 一 当地織出し木綿の儀、近在の百姓方農業手透の時節織出し申候間、綿直段の高下にも不拘、出方増減も御座候て直段高下仕候、…（下略）
- 一 市場買方直立の儀は、買人七・八人も罷出、百姓方より壹反宛持参を面々上中下出来不出来を見分、是は壹貫貳百文或は壹貫壹百五拾文等と直段を付、売人夫にて下直と存候へは又外の者へも為見直を付させ、心底に叶候得は売渡し代銭受取罷帰り申候、尤其市日品の過不足をも見斗高下仕候、格別下直に仕候得は近郷他所市場へ持参仕、当所の市へ出方薄罷成候間、彼是を相考、又は江戸にて名古屋木綿都て下り木綿類直段にも准、江戸表売方次第他所一統人氣至前と甲乙出来直段高下仕候事故、相場直立の儀外に目当と申事も無御座候、
- 一 地綿の儀、此辺にて織出し候木綿に相成候丈けは、百姓方にて先年より相作り売買仕候处、近年打続き

不作に付上方綿等江戸表にて仕入引取、綿屋共小前へ売出し、是を以引織候事故、至然と高直に相成申候、此上、地綿豊作相続き候はは、追々下直に罷成可申奉存候、

【史料16】「真岡木綿売買渡世冥加上納願一件書留」（個人蔵、『栃木県史』より）
乍恐以書付奉願上候

野州芳賀郡真岡荒町
一 真岡晒木綿売買渡世 年寄百姓 弥左衛門
此冥加永壺貫百六拾五文 同断 与兵衛
但壺ヶ年壺人に付 同断 兵右衛門
永三百七拾五文つづ

右弥左衛門外式人一同奉申上候、弥左衛門・与兵衛儀農業の間荒物・小間物・太物類、兵右衛門は古着太物の類商ひ先祖より数年仕来、村内并近村々より織出し候当所産物真岡木綿買取、裏地并形付晒し等に致、近郷・隣国等へ売出し候処、当所近辺村々之儀、寛延・宝暦之頃迄ヶ成之村柄に御座候処、連々困窮人少に罷成、別て天明年中浅間山焼砂降、引続飢饉、其上不時之流行病にて、村内は不及申、近辺村々一統困窮に陥、潰転退の者多、村々過半手余荒地に相成、木綿織出し候ものも稀にて、助成に相成兼難渋罷在候折柄、寛政年中竹垣三右衛門様御支配の節より、小児養育・荒地起返・村柄立直方御仕決相立、次第に人別相増、荒地起返村柄も立直に趣、乍併今以人少にて中々往古に復候儀には無御座候得共、天明・寛政の頃と引競候ては抜群立直、右に随い木綿織出方も相進み、ヶ成助成にも罷成候儀にて、右は全 御仁恵の御仕法相立候故の儀と難有仕合に奉存候、依之書面冥加永上納仕、仕来の木綿売買長ク渡世仕度、左候へは困窮村々余業捌方も宜、御年貢筋足合にも罷成候儀と奉存候、何卒以 御慈悲前書冥加永当巳年より以来年々上納被 仰付被下置度偏に奉願上候、右願の通被仰付被成下置候はは、雖有仕合に奉存候、以上

天保四巳年三月 野州芳賀郡真岡荒町

年寄百姓 弥左衛門
同断 与兵衛
同断 兵右衛門

真岡御役所

【史料17】「御廻状致披見候請書之事」天保三年（一八三二）（個人蔵、『茨城県史料』より）

一 此度江戸表両組木綿問屋より江戸田舎筋無株の者致直買直売不正の荷物出候間、国元賃晒屋吟味致し、本株問屋の外賃晒致間敷、且自然と取究にも可相成旨申参候に付、私共御熟談の趣承知仕、以来御問屋方の外賃晒被頼候ても相断可申候、若仲間の内御廻文の趣相背問屋方の外賃晒致し候はは、御仲間衆中より下地御断在之候ても御恨申間敷候、為後日一札指出し申候処仍て如件

天保三辰年閏十一月 稲野辺村
五軒 善兵衛
仙在 安兵衛 同 三郎兵衛 仙在 政吉
同 伊八 同 久兵衛 同 要八
同 市兵衛 菅谷 忠吉 谷貝 半左衛門
小塙 丈右衛門 和泉 彦右衛門 同 幸右衛門
市右衛門 中館 久下田宿 与右衛門

ねぶしぎ 弥七
下中山 五郎次 同 清蔵 真岡 勝右衛門
同 定吉 同 庄八 高嶋 喜兵衛
真壁 平次郎 外に 宇都宮

…（下略）

【史料18】「議定書之事」嘉永六年（一八五三）（個人蔵）
…（前略）前書産物木綿晒屋の儀、前々より真岡町に限相稼、當時は台町勝右衛門・源次郎兩人にて渡世罷在候得共、此上相稼度もの有之候はは、町役人へ申立渡世相始、尤木綿屋への議定の儀は先前入置候証文の通相守可申事、

台町 晒屋 勝右衛門 印
同 源次郎 印
…（下略）

【史料19】「真岡木綿十組買継問屋并売買渡世冥加永御上納筋御書上写」（弘化二年（一八四五））

（当館寄託 小宅雄次郎家文書No.一八）
（前略）…然処当時売買相休のものは上納二不及の趣御利解、当時売買致し候もの共より上納可致趣被仰聞候二付、喜兵衛方にて佐野や代吉より上納、彦作にては堺屋へ貸店致し度故堺屋彦兵衛方にて上納の趣、弥左衛門方の分は当時相休罷在候故御免の趣、此上は喜兵衛・彦作・弥左衛門右三人当時相休の趣可申上趣御利解二付右三人相休の趣奉申上候

【史料20】「休業願」明治四年（一八七二）（個人蔵）

右兵作郎外壺人并町役人一同奉申上候、前書の通り冥加永御上納木綿買次渡世罷在候処、近年引続綿取実無数し、木綿織出一切無之、依ては稼方相休度奉存候間、何卒以御慈悲此度より御冥加御上納の儀御免除被成下置度奉願上候、右願の通御聞済被成下置候ハ、御仁恤と有難仕合奉存候、以上

明治四辛未年三月 塚田兵作郎

（後略）…